

議案第 37 号

松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 6 条 松阪市民病院の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により病院の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 病院における診療に関する業務
- (2) 病院の利用に係る料金及び手数料（以下「利用料金等」という。）に関する業務

(3) 病院の建物、設備、器具等の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、病院を利用する者の利便に資する業務

3 前項に掲げるもののほか、指定管理者は、病院等の設置の目的に寄与すると認められる業務を市長の承認を受けて行うことができる。

4 指定管理者は、病院の指定管理業務を行うにあたっては、関係法令を遵守するとともに、良質な医療を提供しなければならない。

5 市長は、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（利用料金等）

第 7 条 前条第 1 項の規定により病院の管理を指定管理者に行わせる場合においては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院を利用する者は、指定管理者に利用料金等を納付しなければならない。
- (2) 利用料金等の額は、松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年 1 月 1

日松阪市条例第 294 号) に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が事前に市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「指定管理者」に、「使用料」とあるのは「利用料金」に、「使用料等」とあるのは「利用料金等」に、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 市長は、利用料金等を指定管理者の収入として収受させることができる。

(4) 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金等の減免又は還付をすることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。